

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

参加者はこの公告に定めるもののほか、「公募型プロポーザル公告共通事項【物品・委託役務等】」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和8年5月11日

広島県水道広域連合企業団熊野事務所長 小川 征一郎

1 発注内容等

(1) 物品・委託役務等の名称	令和8年度熊野町水道事業検針等業務
(2) 物品・委託役務等の内容	毎月の検針業務を行うもの。詳細は、仕様書による。
(3) 物品・委託役務等の目的	水道料金算定等のため。
(4) 納入・履行期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日 ※契約締結日の翌日から令和8年9月30日までは準備期間とする
(5) 納入・履行場所	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 広島県水道広域連合企業団熊野事務所
(6) 入札方法	総価で入札に付する。
(7) 事業予算額	11,990 千円
(8) 契約保証金	免除

2 公募型プロポーザル参加資格

共通事項1に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

広島県の「令和7～9年物品・委託 (1) 役務競争入札参加資格者名簿」に次の登録を有している者	54A 調査研究
(2) その他	<ul style="list-style-type: none">・本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。・情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO27001) またはプライバシーマーク、JISQ15001 など、情報セキュリティに関する第三者機関の審査による認証を取得していること。・令和5年～7年までの間に、広島県水道広域連合企業団の各市町水道事業において同程度の業務を行った実績があること。・当該業務の目的達成に必要な人数の従業者を配置できる者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）の交付及び閲覧期間	令和8年5月11日（月）から 令和8年5月22日（金）（休日を除く。） 午前9時から午後5時まで	広島県水道広域連合企業団熊野事務所で受け取る、閲覧する、又は広島県水道広域連合企業団ホームページからダウンロードする。
(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び公募型プロポーザル参加資格要件に応じた必要書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）の提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時	提出場所 広島県水道広域連合企業団熊野事務所 提出方法 持参又は郵便等による。
(3) 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知期限	令和8年5月25日（月）	
(4) 仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年6月1日（月）午後5時	提出場所 (2)に同じ。 提出方法 持参又は電子メールによる。
(5) 質問書回答期限	令和8年6月4日（木）	公募型プロポーザル参加者全員に回答する。
(6) 提案書提出期限	令和8年6月8日（月）午後5時	提出場所 (2)に同じ。 提出方法 電子メールによる。
(7) プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年6月11日（木）で別に指定する時間	実施場所 web会議（会議URL等は、別途通知する。） 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
(8) 最優秀提案者決定通知期限	令和8年6月12日（金）（予定）	

4 公募型プロポーザル参加資格確認申請に係る提出書類

当該公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書等を提出すること。

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
(2) 実績証明書、機密データの保存等に関する申出書等

5 提案書

令和8年度熊野町水道事業検針等業務提案書作成要領による。

6 問合せ先

〒731-4214 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1-1

広島県水道広域連合企業団熊野事務所

電話 082-820-5610 ファクシミリ 082-854-8009

メールアドレス kumano@union.hiroshima-water.lg.jp

7 添付書類

(1) 公募型プロポーザル説明書
(2) 令和8年度熊野町水道事業検針等業務提案書作成要領
(3) 企画提案書評価基準
(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
(5) 契約書（案）の様式
(6) 仕様書等
(7) 仕様書等に対する質問書の様式
(8) 機密データの保存等に関する申出書

公募型プロポーザル公告共通事項【物品・委託役務等】

1 公募型プロポーザル参加資格

当該公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団又は広島県の指名除外を受けていないこと。
- (3) 委託・役務業務において、公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和5年2月1日制定。）第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

- (1) 公告4に掲げる公募型プロポーザル参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、参加希望者の負担とする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- (3) 申請書等は、公告3に掲げる公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。なお、郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。
- (4) 参加希望者は、契約担当職員から申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

3 仕様書等

仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に対する質問がある場合は、公告7に掲げる仕様書等に対する質問書の様式を用いて、公告3に掲げる提出期限までに持参又は電子メールにより提出すること。

4 提案書

- (1) PDFデータを電子メールにより提出すること。
- (2) 提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行う。
- (3) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした者については提案書を無効とするとともに、指名除外を行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、返却しないものとする。
- (6) 提出された提案書は、これを提出者に無断で使用しない。ただし、広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号）に基づき公開する場合又は最優秀提案者の提案書を公開する場合を除く。

5 最優秀提案者の決定方法

- (1) 提案書の内容（提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- (2) 評価基準の評価項目は、当該公募型プロポーザルに係る提案書作成要領に基づき記載した項目を対象とし、評価を行う。
- (3) 最優秀提案者を決定した場合は、すべての提案書提出者に対し通知する。
- (4) 最優秀提案者に選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

6 契約の締結

契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 契約手続における交渉の有無

なし

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 公告後、天災地変その他やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと契約担当職員が判断したときは、日程を変更又は中止する場合がある。